

臨時福祉給付金給付事業の実施について

1 経緯・目的

臨時福祉給付金については、平成26年4月からの消費税率8%引き上げによる、低所得者の家計支出に関する負担の影響に鑑み、昨年度実施された。

この給付は、消費税10%引き上げ時に講ずる税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策実現までの暫定的、臨時的な措置として昨年度限りの予定であったが、10%への引き上げが29年4月に延期されたことから、今年度も実施することとなった。

2 概要

(1) 給付対象者

平成27年1月1日を基準日として、原則として当該区市町村の住民基本台帳に記載されている者のうち、平成27年度区市町村民税（均等割）が課税されていない者を対象とする。ただし、区市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等、生活保護受給者、中国残留邦人等に対する支援給付の受給者等を除く。

(2) 給付金額

給付対象者一人につき6千円。

（平成27年10月～平成28年9月分の食料品支出額の増加相当額）

3 申請期間

平成27年8月26日（水）～平成28年2月26日（金）（消印有効）

4 申請・給付手続き

(1) 申請書の発送

平成27年8月25日（火）

※対象者と思われる方に申請書を発送

(2) 申請手続き

郵送又は窓口で申請書を受け

申請受付窓口 総合庁舎本館1階 臨時福祉給付金専用窓口

開設期間 平成27年8月26日～平成28年2月26日（予定）

受付時間 午前8時半～午後5時

土、日、祝日を除く。

(3) 給付手続き

審査の上給付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するとともに、指定口座への振込みを行う。振込みは10月から順次行う（申請書提出からおおむね1ヶ月程度での振込みを想定）。

なお、現金による給付は、申請者が金融機関に口座を開設していない場合や、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合等に限り行う。

5 申請書発送数

約32,000世帯（人数 約41,000人）

6 申請期間、申請手続き等の周知方法

(1) めぐる区報 8月25日号（以降随時掲載）

(2) ホームページ 6月26日から

(3) チラシ、ポスターの配布・掲示

ア 8月25日から公営掲示板及び区内施設等（図書館、住区センター、地区サービス事務所、公衆浴場等）で掲示

イ 町会掲示板への掲示

ウ 町会にチラシの回覧を依頼するほか、住区センター、各課窓口（高齢福祉課、税務課、地域ケア推進課）でチラシを配布

7 その他

問合せは、申請窓口のほか、臨時福祉給付金専用ダイヤル又は臨時福祉給付金課で受け付ける。

(参考) 平成26年度給付実績

○申請者数 28,022人

○交付決定者数（うち加算対象者数） 27,655人（13,923人）

○不交付決定者数（うち加算対象者数） 367人（97人）

○その他、特例支給分（住民登録地以外の支給）として、DV被害者16人、本区の児童施設に入所等している児童43人への支給を行った。

以 上

14